

### 事例発表3 香港特別行政区政府

#### 「香港のまちづくりにおける市民参加」

香港特別行政区政府企画部補佐 梁焯輝

皆さん、こんにちは。ご来賓また会場の皆様、こうしておいしいお昼を召し上がった後にお話をするのはたいへん難しいのですが、皆様が眠くならないようにお話を進めていきたいと思えます。

今日の私からの発表ですが、まず香港のご紹介です。そして、香港と熊本との位置関係です。香港は、熊本の南西2,000キロのところにあります。

また位置としては、中国の南東沿岸部の好立地です。面積は1,100平方キロ、人口は680万人です。この人口ですが、今後更に大きくなりまして、2031年には872万人になると予測されています。このような人口の増大に対応し、そして各方面からの要望に対応し、積極的に市民が参加できる、開かれた都市計画システムを持つことが重要です。



#### 【プレゼンテーションの概要】

今日この時間をいただきまして、香港における、都市計画システムのプロセスでの市民参加促進の経験をお話いたします。今日の話は3つに分けてお話します。最初に、戦略的な計画立案に関して、すなわちどのように市民の参加を図っているのか、これは香港全土での計画に対しまして、次に地区の計画立案に対しまして、最後に市民の意識の喚起という内容で話を進めてまいります。

#### 【計画立案の手順】

私どもの計画立案の手順ですが、まず1番上にあるのが、香港全域レベルの計画立案です。次に地区レベル、つまり町村レベルのものがあります。基本的には2つの段階のものがあるわけですが、この全域レベルにおいては香港全土の開発戦略が、土地利用、交通、環境上の政策を統合しております。これが更に地区の計画の長期的な枠組を提供しています。地区レベルでは、土地の用途指定を通じて、全土レベルの幅広い計画を地区レベルに展開した法定行政計画が作成されています。このような計画の指針となっているのが、香港の都市計画基準及び規則です。様々な土地利用に関しても、ここで枠組が決まっています。具体的な開発の規制も、ここで決められるわけですが、これは、このような計画の実施にも参照されるものです。

#### 【香港のまちづくりにおける市民参加 - 戦略的計画立案】

市民参加のプロセスに関して、まず1番上の戦略的な香港全域レベルのところからお話を申し上げます。先程も述べましたように、香港全土の開発戦略、これが最上位の土地利用計画を定めるものです。この戦略的計画はTDSと呼ばれているのですが、1980年に作成されました。その後、定期的な状況の変化に応じて更新がなされています。直近の更新は1996年でした。その後、香港の長期的な開発に影響するような多くの要素が浮上してまいりました。例えば、1997年にありましたアジアの通貨危機、それと中国のWTO（世界貿易機関）への加盟です。それから、香港と中国本土との人間の

往來が活発化してきたこともあります。特に、パールリバー・デルタ（珠江）の地域と人の行き来が、彼らの発展によって活発になっています。結果、2000年11月に、香港特別行政区の都市計画部で、全土開発の戦略の見直しと更新のために「香港2030年都市計画・展望と戦略」という研究を立ち上げております。

#### 【香港2030年研究のプロセス】

ここでは、4つの段階があります。第1に、全体の大枠を決めます。次に、主要な課題、問題点を決めていきます。第3の段階として、シナリオですとか、様々な選択肢を市民の意見を聞いて決めます。そして、更に様々な開発戦略プランに対しての市民の意見を聞くということになります。これによって、香港2030年の展望を進めていくわけです。

3段階目のプロセスですが、開発シナリオ、開発の選択肢、評価の結果を5つの分野別に提示してまいります。どのような目的を達成しなければならないのかを明らかにしていきます。すでに、第1、第2段階を終わっているの、現在第3段階に入っているわけです。そして、最終的な戦略に関しても、市民の意見を聞いていきます。また、対応プランに関しても、実際にどのような政策にしていこうかということで、再度市民の意見を聞いていくこととなります。

#### 【香港2030年研究における協議戦略】

私どもの協議に向けた戦略は、非常にシンプルなものになっています。過去の経験から、検討の非常に早い段階で市民の参加を得ることが、計画を市民に受け入れてもらうために、いわゆるパブリック・アクセプタンス（地域住民の容認）のために重要であるということはわかっています。市民の意識を高める、そして自分たちのものであるという気運を推進するために、利害関係者や一般市民に広く意見を求めてまいりました。

#### 【協議の手法－公開フォーラム】

様々な方法を駆使していますが、それぞれ簡単にご説明してまいりましょう。まず、公開フォーラムです。公開フォーラムは、市民が意見を述べ、意見を交換できるような場を提供するものです。各団体、機関、グループに公開フォーラムの招待状を送付します。300人以上の人たちに、第1段階でもそして第2段階でも出席していただきました。

#### 【項目別に討議する分科会の開催】

そしてフォーカス・グループ（項目別に討議する分科会）の協議ですが、これは市民と行政側の担当者チームの間で具体的なテーマについて突っ込んだ対話をするもので、関心を持つグループや利害関係者に案内状が配られ、全ての人に開かれたフォーラムです。第1段階では1つ、第2段階では5つの分科会がもたれました。各分科会に50～60人が出席しました。延べ300人以上が分科会に出席したことになります。より突っ込んだ討議がもたれる場です。

#### 【専門家による審議会の開催】

それから、専門家の審議会もあります。市民参加に加えて、専門家による審議会という形で香港の主要な課題に助言をし、12人の専門家が経済・交通・環境・本土に関して様々な助言を提供していま

## 2 会議内容

す。このように、専門家が関与することによって、香港の将来の開発方向を導く上でより広い視野を持つことができました。単にいろいろな人に来てもらうというだけでなく、実際に人々の間に入ってもらうという積極的な取り組みもしています。

### 【各団体への説明会・地区評議会フォーラムの開催】

法定機関や諮問機関、専門職機関に様々な説明会を開いています。関心を持つ団体に対しても説明会を開いて、フィードバック（意見）を集めています。第1段階では24の団体、そして第2段階では22の団体にこのような説明会を開いて、積極的に説明してまいりました。更に、ディスカッションも開いています。香港には18の地区がありますが、その評議会の評議員の中から、関心のある評議員との意見交換を行っています。これらの評議員は、選挙で、あるいは任命されて地区評議会の委員となっている人たちです。各段階で、80～100件の意見を提出してもらっています。第1段階、第2段階で同じような提出件数がありました。また、テレビ・ラジオなどマスコミで紹介、掲載された意見にも注意を傾けておりまして、検討のプロセスに取り込んでいます。

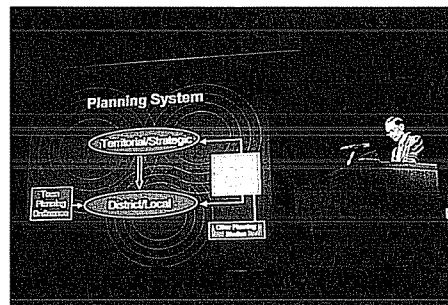
### 【若年層の参加の喚起】

この検討ですが、長期的な香港の展望を見据え、若い人たちにも是非参加してほしいと考えています。若い人たちへの戦略・全土都市計画への意識と関心を喚起するために、2002年2月に「香港2030年創造的まちづくりデザイン・コンペ」という特別市民参加プロジェクトが立ち上げられました。若い人たちに、インターネットのホームページのデザインとか、コンピュータゲーム、都市計画への提言を通じて、2030年の香港の開発に向けた期待や提案を表現してもらいました。また「香港まちづくりユース・リーダー養成コース」を、2002年3月から6月にかけて開催しました。ワークショップ（参加型講習会）、実地視察、トレーニング・キャンプ（合宿）、グループ・プロジェクト（グループ研究）などの研修によって、若者が香港の将来に対して責任感と関心を持ってもらえるようにしました。研修が終了すると、参加者は提言を行政の担当チームに提出し、検討プロセスの参考とされるようになったわけです。

### 【電子フォーラムの開催、研究のためのホームページの立ち上げ】

それから、香港2030年の電子フォーラムが開催されました。これによりまして、情報の交換を進める、イベントや活動の案内をする、協議用に資料・報告書をアップロードすることにより、市民もより容易にこれらの資料が手に入るようにしていくというものです。

香港2030年の討論のための電子フォーラム、このホームページもできました。これまでに20万件の閲覧があり、240件のメッセージが寄せられています。



### 【宣伝・告知及び協議内容の出版・文書化】

更には、これらの活動に加えて、協議概要書というものを発行しています。協議のテーマを説明したもの、それと補足書として更に詳しい情報を関係団体用に作成したものです。4万部以上を各段階で

配付しています。この協議報告書は、政府が受け取った全てのコメントの概要と、それに対する政府の対応を示して配付しております。ウェブサイトにも載せています。

#### 【香港のまちづくりにおける市民参加－地域計画立案】

では、戦略レベルはこれで説明を終わって、地区レベルの計画、まちづくり計画ということでお話をしていきたいと思います。

#### 【まちづくり委員会】

このまちづくりの計画プロセスですが、まちづくり委員会という法定組織がありまして、まちづくり条例のもとで組織されています。全ての委員は、香港の特別行政区長官によって任命されます。健康、安全、快適さ、コミュニティにおける安寧さを任されています。

#### 【まちづくり委員会の役割】

特に、その機能ですが、このようにまちづくりの条例のもとで行政組織として設立されるわけですが、計画に対する反対を検討し、これらについては承認のためにまとめたものを提出します。また、計画書の申請を検討し、更には見直しをやっていきます。これは、そのまちづくり計画ではなく、もう一つ上の委員会が検討します。これは一例ですが、チムシャーツイ（尖沙咀）という地域であります。その計画に対しての準備、いわゆる文化的施設ですとか娯楽施設の計画があります。

#### 【行政による計画策定のプロセス】

では次に、この開発計画申請の仕組みですが、まず我々は計画書をつくり、先程申し上げた委員会に提出します。これは市民協議の団体であって、エリアコミッティ（地区自治体）などもあるわけですが、関係者がいて、ここで見直しがされるわけです。その次に、反対があればその反対意見を検討する。そして、反対に対するヒアリング（公聴会）をやっていきます。その後、もし反対が妥当であるとすれば計画を修正し、修正したものを提出して承認を得るわけです。

#### 【開発計画申請の仕組み－申請計画に関する公開審議】

その次に、この開発計画申請の仕組みであります。開発によっては、作業を開始する前に計画許可のための申請が必要な場合があります。そして、計画局は各地区の当局の支援を受けながら、計画についての住民の意見を集めて、まちづくり委員会での検討をしてもらうために提出します。例えば、まちづくり条例の法案を作成中ですが、これは条例の変更ということであり、目的は更に市民参加をこのプロセスの中に拡大していこうというものであります。それによって、よりオープンにし、透明性を高めるということ、それから現在の制度では、確かに計画に反対はできるわけですが、これからはいろいろな意見が言えるようになるのです。現在は、当局でいろいろな資料を出していますが、それだけでなく詳細にわたって情報提供をしていこうと考えています。

#### 【市民参加を促すためのプロモーション－香港都市計画インフラ展示ギャラリー】

これで、この地区における計画の説明は終了しまして、次に、住民の認識を高めるプロモーション

## 2 会議内容

でどのようなことをやっているかをご紹介していきたいと思います。

昨年7月に、香港都市計画インフラ展示ギャラリーというものが作られました。展示の中には、視覚機器を使ったプレゼンテーションですとか、立体型3Dのコンピュータ・グラフィックス、アニメーション、また対話型のゲーム形式のものがある、4つのテーマから成り立っています。まちづくり、観光、輸送及びロジスティックス（物流管理活動）、そして環境保護というテーマです。このギャラリーは、まちづくりやインフラ（社会基盤）開発などの関連の教育活動にも活用されており、無料です。

### 【地域・学校アウトリーチ活動プログラム】

その他、計画局は、過去6年間に中学校・高校を訪問してきました。年間の訪問件数は、1998年は15件でしたが、現在30件以上になっています。更に、大学を含む9件の高等教育機関、その他の研究機関も訪れて説明をしています。

訪問時には、移動型展示室になっている車を校内の敷地内に止め、専門家のプランナーが計画について講演するのです。例えば、プロジェクトについて学生に説明します。また、中学校・高校の訪問に加えて、アウトリーチ活動プログラムを更に拡大し、コミュニティへ出かけて行きました。車での展示を住宅地でも行い、またショッピングセンターでも行っています。これがアウトリーチ活動プログラムで、より積極的に情報を出していきたいという目的のもとに行われました。

### 【モバイル・エキシビション・センター】

今年のテーマは、「持続可能な開発」です。これ（スライド33）が移動型の展示センターで、小型のトラックです。ご覧のように、テレビがあり、中には対話型のゲームですとか、タッチスクリーンのコンピュータなどにアクセスできるものもあります。小学校や幼稚園でも同様のことを行っています。こういった計画のプロセスの中に彼らも含めて、彼らが大きくなった時にどうするべきかをより認識できるようにしています。このサービスは昨年7月に始まり、およそ35,000人もの人々が訪れました。

### 【ユーザー・リエゾン・グループ】

それから、ユーザー・リエゾン・グループというのがありまして、これは我々の顧客である市民を支援する目的で、私どものサービスについて意見をもらう、それから当局の活動をモニターしてもらう目的で設営しました。誰でもメンバーになれます。つまり、我々のサービスをどういうふうに変更するかという意見を市民から求める機関です。

### 【計画局と市民とのつながり】

そして、まちづくりの計画情報、報告書、ガイドライン、また専門家用の実施文書などを、本部の計画問い合わせカウンターで入手することができます。また、計画情報のホットライン、電子メールのデスクも設置しており、口頭あるいは文書での問い合わせに効率的に答えていきます。

### 【Eプランニング】

また、計画情報に対するアクセスですが、オンラインで「E行政計画システム」を使うと、申請計画での決定状況や反対意見、また条例の修正や土地利用の区画や認可についての情報を検索すること

ができます。ですから、職場や家庭からコンピュータを通じてアクセスし、こうした情報を得ることができます。また、ウェブサイトもあります。これは、香港政府の220のウェブサイトの中でも、最も人気のあるものの一つであり、年間300万のヒットがあります。非常によく使われているサイトです。

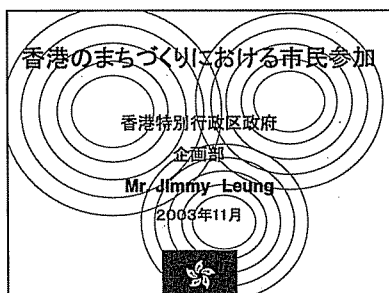
### 【プロジェクト成果】

これらを通じて、市民とのコミュニケーションを改善し、当事者間の新しいアイデアを集める、市民からの信頼を獲得するということが可能になります。計画期間中に、不必要な不信感や反対意見を最小限に抑えることにも役立っています。

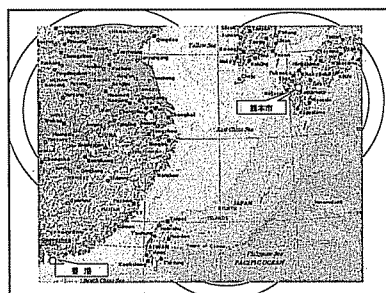
### 【最後に】

以上で私の話を終えたいと思いますが、最後に3点を繰り返して申し上げます。まず、戦略レベルの計画立案における協議プロセス、そして地区レベルでの協議、最後に、計画過程において、人々の認識を高める方法についてお話ししました。ご清聴ありがとうございました。

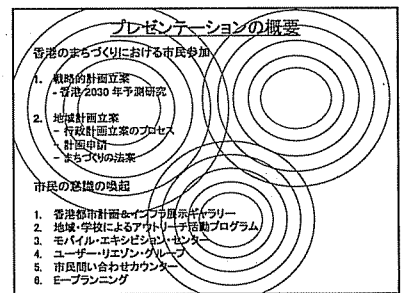
### スライド



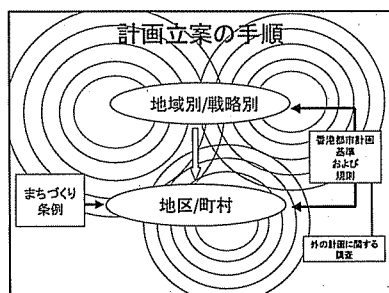
1



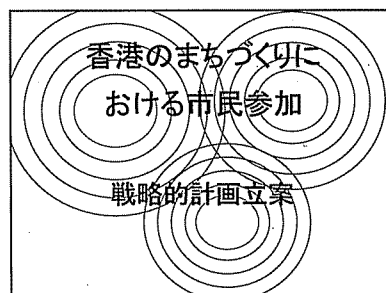
2



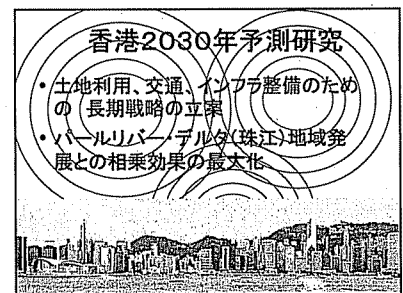
3



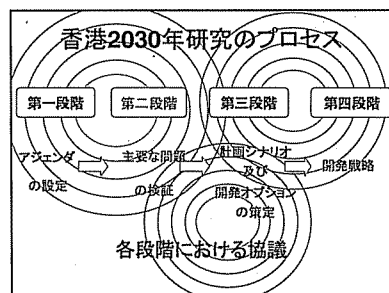
4



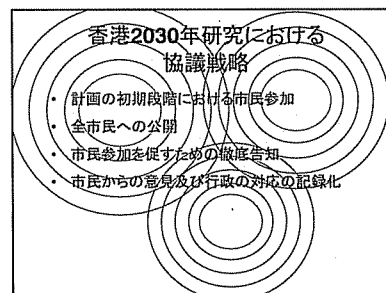
5



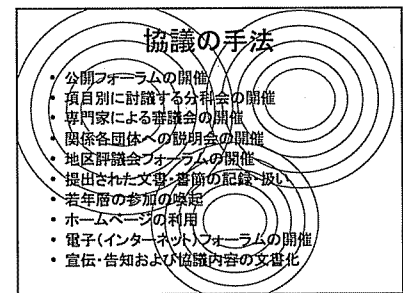
6



7

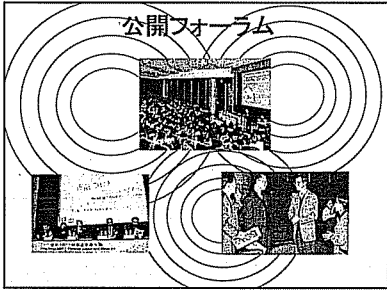


8

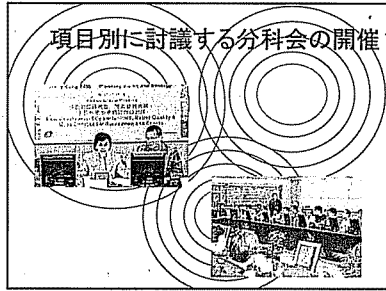


9

# 2 会議内容



10



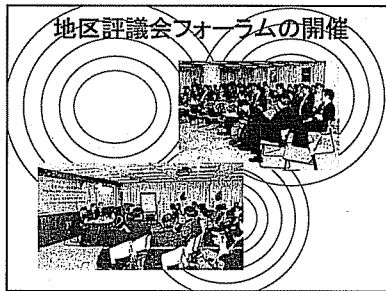
11



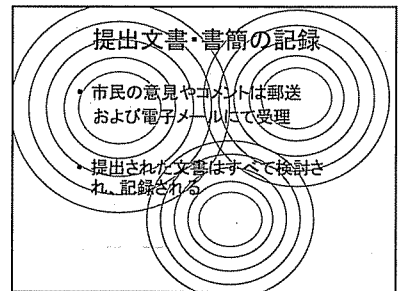
12



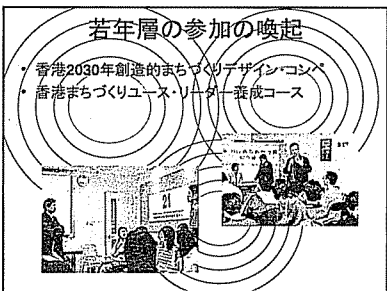
13



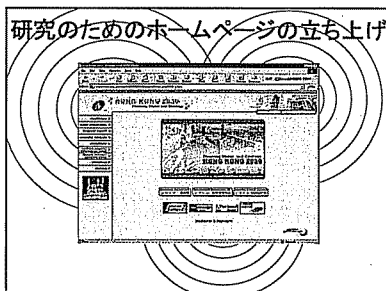
14



15



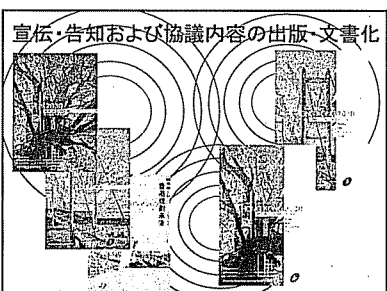
16



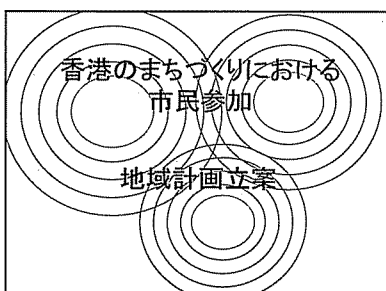
17



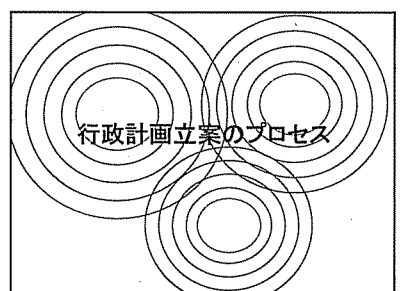
18



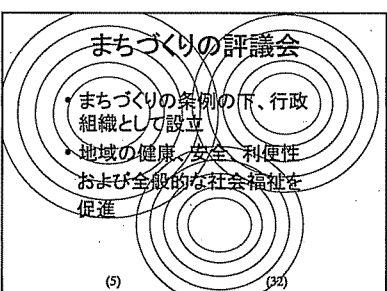
19



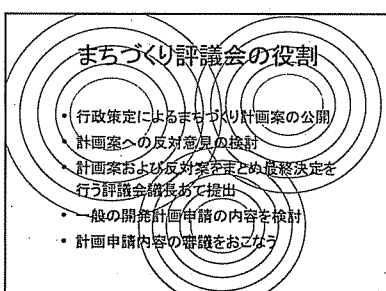
20



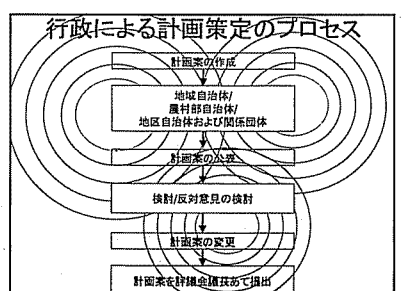
21



22

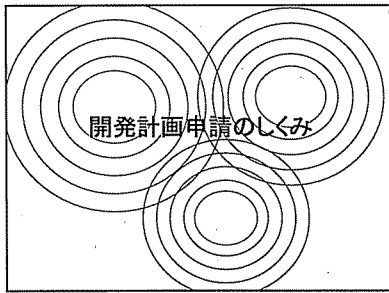


23

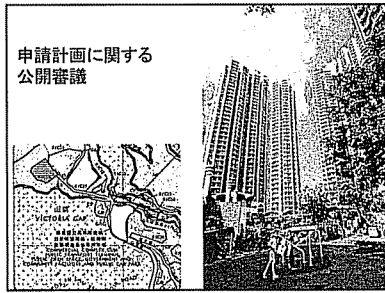


24

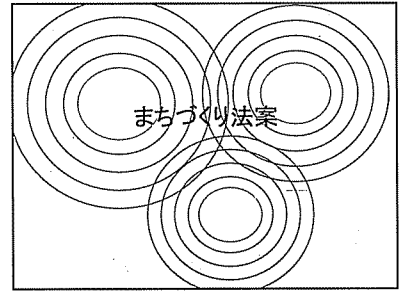




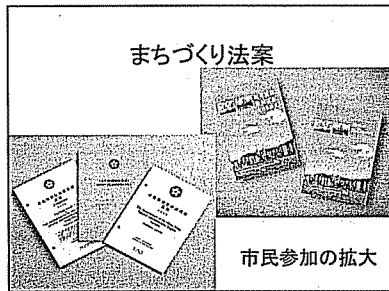
25



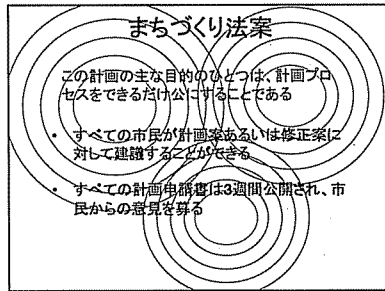
26



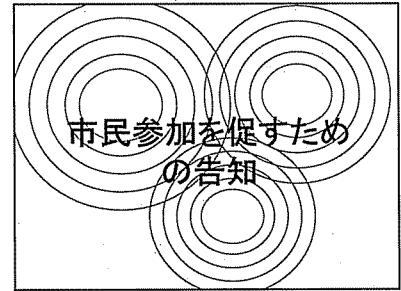
27



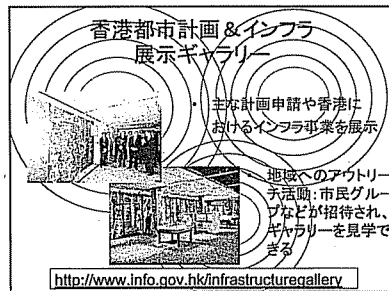
28



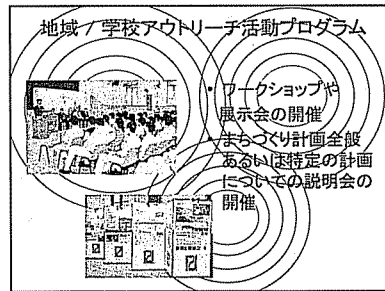
29



30



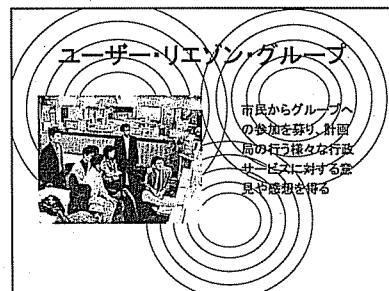
31



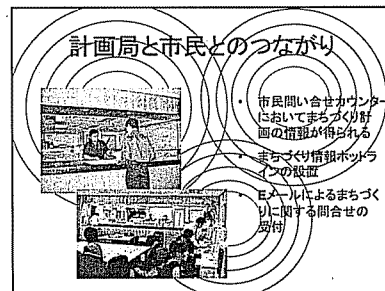
32



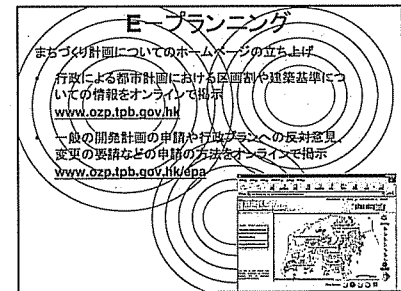
33



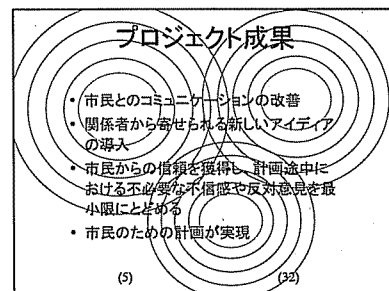
34



35



36



37



38



## 2 会議内容

### 事例発表4 鹿児島市

#### 「市民が主役のまちづくり～市民参画を推進する条例～」

鹿児島市市民部市民参画推進課長 原田 けい子

鹿児島市の市民参画推進課長の原田でございます。鹿児島市では、市民参画を推進する条例を昨年度策定に取り組みまして、本年6月1日に施行いたしました。今回、この「市民参画を推進する条例」について、取り組み状況と条例の内容についてご説明したいと思います。説明は主にスクリーンで行いますので、よろしくお願いたします。



#### 【背景】

まず、条例制定の背景でございます。我が国においては、分権型社会の進展する中で、個性と魅力ある都市づくりを進める上で、市民の市政への参加意識が高まってきており、計画策定や事業実施において、より一層の市民参画を促進することが求められてきております。

一方、国、地方自治体は厳しい財政状況の中で効率的な行財政運営が求められ、市民ニーズを十分に把握して、効果的、効率的な施策の選択をしていくことの必要性が高まってきております。

そのような中で、自治体は市政について、今どういうまちづくりが行われてきているのか、どういうふうに変化していくのか、などの情報を市民に積極的に提供し、それに対して市民からの意見を市政に反映できるものは反映して、施策を進めていく、すなわち、市民と行政が協働でまちづくりを進める、市民が主役のまちづくりを進めていくことが市政運営に求められてきているところでございます。

#### 【第四次鹿児島市総合計画】

鹿児島市において、21世紀初頭における市政の最高指針としての第四次総合計画において、都市像を「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」と掲げ、市民に開かれた行政、市民が主役のまちづくりを推進していくこととしているところでございます。

また、この都市像の実現に向け、重点的かつ戦略的に取り組む施策である元気創造プランの「わたしたちのまち手づくりプラン」において、本市における市民と行政の協働によるまちづくりを更に積極的に進めるため、市民参画条例の制定を掲げたところでございます。

なお、昨年4月には市民参画を一層推進するための専任組織として、私どもの市民参画推進課を設置し、推進体制を整備したところでございます。この図(スライド5)は、都市像に向けて、市民と行政が協働してまちづくりを進めることをイメージしたものでございます。

#### 【これまでの市民参画の取り組み】

次に、本市におけるこれまでの市民参画の取り組みでございますが、本市ではこれまでも施策を進めるにあたり、各種審議会などにおいて市民の方々のご意見を伺いながら市政を進めてまいりました。特に、第四次総合計画の策定にあたりましては、市民意識調査、市民の夢募集、市民100人会議の開

催、地域別や各種団体との意見交換会を開催しましたほか、特に、市民生活に重要な環境基本計画、都市マスタープランにあたって、可能な限り市民の方々の意見をお聞きし、その反映に努め、市民参画を進めてまいりました。

#### 【条例の策定経過】

次に、市民参画条例のこれまでの策定経過でございますが、市民参画条例の素案及び市民参画に関して必要な事項について検討していただくために、学識経験者、地域活動関係者、公募市民などからなる検討委員会を設置し、条例の内容について検討していただきました。

また、市内には鹿児島市市民参画推進会議を設置しまして、検討委員会と並行して条例の検討を行いました。

昨年10月には、条例の素案（案）を市民に公表し、試行的にパブリックコメント手続を実施するとともに、市民との意見交換会を開催しました。これらの開催により、市民の方々のご意見をお聞きしてまいりました。最終的には、条例の議案を本年第1回の市議会定例会に提案し、議決をいただいたところでございます。

#### 【パブリックコメント手続】

今申し上げましたパブリックコメントとは、市民参画の手続の一つとして、市の施策の立案等に際して、市の計画案等を市民に公表して、市民からの意見・提言を受け、それらを反映するよう検討するとともに、意見などの概要、意見に対する検討結果についても公表する一連の手続でございます。

この図（スライド9）は、パブリックコメント手続の流れを図示したものでございます。まず素案等を作成し、それを市民に公表し、市民の意見を募集します。それらの意見を素案に反映できるかどうかを検討し、意見の概要とあわせて、その検討結果を公表します。その上で素案を決定し、その内容を公表します。一般的には、このような一連の流れを言います。

#### 【条例の特徴】

次に、「市民参画を推進する条例」の特徴を申し上げますと、一つ目の特徴として、市民参画の基本原則、市民及び市の役割などの理念規定と、一定の対象事項についてパブリックコメント制度や審議会等の市民公募制の導入など、市民参画についての具体的手続規定からなる、いわゆる総合型の条例となっております。これまで、市民の意見をお聞きしながら計画などを作り上げていくという手法を、全庁的なルールとして今回ルール化したものでございます。

二つ目の特徴として、市民参画の手続を明確化したことです。市民参画の手続として①パブリックコメント手続の実施、②審議会等への付議、③意見交換会等の開催、④ワークショップ方式等の実施、の4つの方法を規定しています。なお、これらの手続のうち、原則としてパブリックコメント手続を実施することとし、パブリックコメント制度の導入を盛り込んでおります。

三つ目の特徴として、市民参画手続を実施すべき対象施策を明確化しております。具体的には、庁舎や図書館などが該当しますが、これらの建設等にかかる計画の策定または変更。また条例、規則等の制定または改廃について。その中でアの基本的な方針または制度を定めるもの。例えば、この市民参画条例や情報公開条例などが該当します。イに市民に義務を課し、または権利を制限することを内容

## 2 会議内容

とするものなど、これらを対象としております。

次に、市民参画の対象から適用除外とするものですが、意見聴取手続が法令等により定められているもの。実施基準が法令等により定められているもの。それから緊急を要するもの、などはこの条例の対象としないこととしております。この図（スライド16）は条例の対象項目を図示したのですが、一番外側のオレンジの枠が、本市の施策の全体を表しております。緑の楕円のところが、この条例の対象施策で、白抜き丸枠の適用除外を除いたところが最終的に対象となるものでございます。

ここ（スライド17）に掲げましたものは、2003年度において市民参画手続を実施する予定のものでございます。市民活動促進指針の策定、環境基本条例の制定、地域福祉計画の策定、新障害者福祉計画の策定、新子育て支援計画・母子保健計画の策定、保健センターの整備などが、本年度予定されております。

4つ目の特徴としまして、市民から提出された意見等については、市の施策に反映させるよう努めることとし、また、その検討結果を公表することとしています。

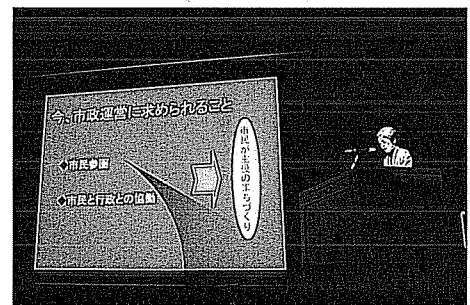
5つ目の特徴としましては、審議会等の構成員への市民公募制を導入しています。審議会等の構成員には、法令等の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を構成員に加えるものとしております。

6つ目の特徴としまして、本市の市民参画の推進について、調査審議する「鹿児島市市民参画推進に関する市民会議」の設置を掲げております。15人の方を委員にお願いしまして、本年8月に設置したところでございます。

### 【市民参画手続きの流れ】

市民参画手続きの流れですが、この図（スライド24）は、この条例における市民参画の流れを示したものでございます。市が計画を策定する段階で、案の検討にあたって審議会、ワークショップの開催や市民アンケートなどを実施し、市民が意見・提言を行い、市民ニーズの把握等を行います。

計画の素案等を作成してそれを公表し、パブリックコメント手続や審議会等の開催により、素案等に対し市民の方々からの意見・提言を受け、それらを反映し、案を決定していくこととなります。また、その後は、市民会議により市民参画の推進状況等を評価していただくことになっております。



### 【今後の課題】

今後の課題ですが、鹿児島市において、市民参画条例の制定により市民が市政に参画しやすい環境づくりが整備され、市民と行政との協働によるまちづくりが進められなければならないと考えています。そのためには、この条例について市民の方々へ十分な意識の啓発を図るとともに、実施する行政側の職員の意識改革を図り、条例について十分な理解を図ることが重要だと思っております。

そして、できるだけ多くの市民の方々から市政に参画し、意見を出していただきながら、自分たちのまちは自分たちで作りあげていくことを実感していただくよう努力していかねばならないと考えております。

そのためには、市政に関する情報についても可能な限り、積極的に市民の方々に提供し、参画しやすい行政を進めていかなければならないと思っております。以上、取り組みと条例の内容についてのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

スライド

アジア太平洋都市サミット・実務者会議

**市民が主役のまちづくり**

～市民参画を推進する条例～

鹿児島市  
市民参画推進課

1

**背景**

- ◆分権型社会の進展
- ◆市民のライフスタイル、価値観の多様化
- ◆行政に対する市民の参加意識の高まり
- ◆国、地方自治体の厳しい財政状況
- ◆効果的、効率的な施策の選択の必要性

2

**今、市政運営に求められること**

- ◆市民参画
- ◆市民と行政との協働

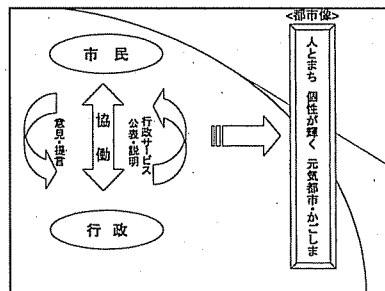
市民が主役のまちづくり

3

**第四次鹿児島市総合計画における位置づけ**

- ◆都市役◆  
『人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま』
- ◆基本構想の推進にあたって◆  
1. 市民に関わった分権型社会をつくる  
・市民参画の推進
- ◆元気創造プラン◆  
(都市像の実現に向け、重点的かつ戦略的に取り組む施策)  
『わたしたちのまち』手づくりプラン  
・市民参画条例の制定  
・パブリックコメント制度の導入

4



5

**本市における市民参画のこれまでの取り組み**

- ◆第四次総合計画の策定  
・市民意識調査、市民の夢募集  
・市民100人会議の開催  
・地域別、各種団体との意見交換会の開催
- ◆環境基本計画の策定  
・環境問題市民懇話会、ワークショップの開催
- ◆都市マスタープランの策定
- ◆鹿児島市の教育を考える市民会議 など

6

**条例の策定経過**

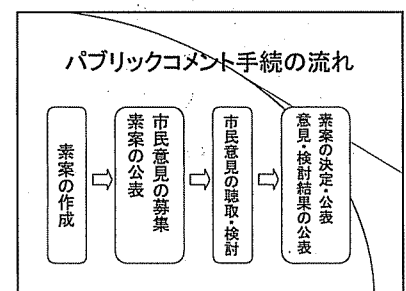
- ①検討委員会の設置(学識経験者、関係団体代表、公募市民等で構成)
- ②市民参画推進会議の設置(庁内各局庶務担当部長等で構成)
- ③パブリックコメント手続の実施(試行)
- ④市民との意見交換会の開催

7

**パブリックコメント手続とは・・・**

- ◆市の施策を行うにあたり、案の段階でその趣旨・内容等を公表して、市民からの意見・提言を聞いたうえで、決定する一連の手続。

8



9

**市民参画を推進する条例の特徴**

10

**条例の特徴(1)**

- ◆ 総合型の条例  
市民参画の基本原則、市民及び市の役割等の「理念規定」とパブリックコメント手続等「具体的手続規定」からなる総合型の条例。

11

**条例の特徴(2)**

- ◆ 市民参画手続の明確化
  - ①パブリックコメント手続の実施
  - ②審議会等への付議
  - ③意見交換会等の開催
  - ④ワークショップ方式等の実施
- ・ 市民参画手続を実施する場合は、原則としてパブリックコメント手続を行う。

12

# 2 会議内容

### 条例の特徴(3)

- ◆ 対象施策の明確化
  - ・ 市民参画手続を実施する対象施策を明らかにしている。

13

### 第7条1項 市民参画手続の対象

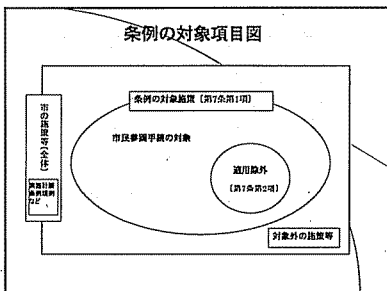
- ◆ 市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ◆ 公用又は公共の用に供される重要な施設の建設等に係る計画の策定又は変更
- ◆ 条例、規則等の制定又は改廃
  - ア 市の基本的な方針又は制度を定めるもの
  - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とするもの
  - ウ 市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- ◆ そのほか、特に市民参画手続を実施する必要があると認められるもの

14

### 第7条2項(適用除外)

- ◆ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの(金銭徴収を含む条例を新たに制定する場合には、金額に関する事項に限る。)
- ◆ 意見聴取手続が法令等により定められているもの
- ◆ 実施基準が法令等により定められているもの
- ◆ 施設、設備等の維持管理に関するもの
- ◆ 実施機関の内部にのみ適用されるもの
- ◆ 軽微なもの
- ◆ 緊急を要するもの

15



16

### ◆15年度の主な対象施策

- ・ 市民活動促進指針の策定
- ・ 環境基本条例(仮称)の制定
- ・ 地域福祉計画の策定
- ・ 新障害者福祉計画の策定
- ・ 新子育て支援計画・母子保健計画の策定
- ・ 保健センターの整備 など

17

### 条例の特徴(4)

- ◆ 市民意見の検討結果の公表
  - ・ 市民からの意見を施策に反映できるかどうかを検討し、その検討結果を公表する。

18

### 条例の特徴(5)

- ◆ 審議会等の構成員への市民公募制の導入
  - ・ 法令等の定めその他正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を審議会等の構成員に加える。

19



合併に関する市民100人会議(2003.4.23・24)

20

### 条例の特徴(6)

- ◆ 市民参画推進に関する市民会議の設置
  - ・ 本市の市民参画の推進について、調査審議する市民参画推進に関する市民会議を設置する。

21

### 市民参画推進に関する市民会議

#### 第22条 市民会議の設置

- ◆ 本市の市民参画の推進について、調査審議する市民参画推進に関する市民会議を設置する。

#### 第23条 所掌事務

- ◆ 市民参画の推進状況について意見を述べること
- ◆ 市民参画の新たな方法の調査・研究
- ◆ その他市民参画の推進に関し必要な事項

#### 第24条 組織

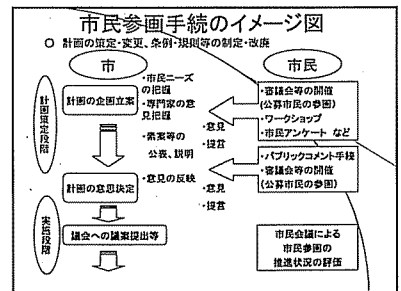
- ◆ 学識経験者、公募市民等の委員15人以内で組織。

22



第1回市民会議(2003.8.29)

23



24

### 運用上の課題

- (1) 市民への周知
- (2) 運用する職員の意識改革

25

### アジア太平洋都市サミット・実務者会議

## 市民が主役のまちづくり

### ～市民参画を推進する条例～

鹿児島市  
市民参画推進課

26